

# 令和3年度　社会福祉法人ほほえみ　事業計画（案）

## 〔 法 人 理 念 〕

### 「苦楽を共にして生きていく」

私たち、利用者の皆様と共に喜びも悲しみも経験しながら、この地域で暮らし続けていくために、人ととの間に障壁、また人と社会との間にある障壁を、苦楽を共にしながら解消していくことが社会福祉法人ほほえみの仕事である。

## 〔 中 長 期 ビ ジ ョ ン 〕

### 平川市の障害福祉の拠点となる法人へ

障がいのある方々が安心して生まれ育った街で暮らせるよう、個人の課題を地域の課題に変容させ、障がいのある方々を包括的に支える「平川市の障がい福祉モデル」を創造するために社会福祉法人ほほえみがリーダーシップをとり、「障がい児・者支援といえばほほえみ」という認識を市民に抱いていただけるよう、地域の拠点化を目指す。

### 地域社会との共生・共存

ほほえみが、またほほえみの利用者が、この地域に存在している尊さに感謝し、地域のために貢献できる活動を積極的に推進していく。

### 「魅せる・視える」ほほえみの価値基準

今日の障害福祉は、この地域においてもビジネスモデルを主体とした新規参入の事業者が後を絶たず、時として当事者や福祉従事者の想いが詰まれることがある。この状況の中、我々ほほえみが人の人生とどう向き合っているか、ほほえみの価値基準をあらゆる手法で発信し、今一度障害福祉の価値を社会に示していく。

### ブランディング強化

ほほえみで働くことの価値を創造するために、個々のスタッフがスキルアップを図れるようなキャリアパスの仕組みを再建し、地域の同業他社よりも高い待遇水準と手厚い福利厚生を確立する。

## 〔社会福祉法人ほほえみ 福祉サービス概要〕

### 就労支援事業部

#### 【就労移行支援】定員10名

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき行われる、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援。

#### 【就労継続支援 A型】定員10名

通常の事業所に雇用されることが困難な65歳未満の障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者に行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。

#### 【就労継続支援 B型】定員40名

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。

### 地域生活支援事業部

#### 【生活介護】定員20名

主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助。

※対象は障害支援区分3以上の者（50歳以上の者は区分2以上でも利用可）

#### 【共同生活援助（グループホーム）】定員13名

共同生活を営むべき住居において入居している障害者につき、主として夜間において行われる相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助。

#### 【地域活動支援センター I型（平川市委託事業）】

障害者に創作的活動・生産活動機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。障害者総合支援法に基づいて市町村が行う地域生活支援事業の一つ。

#### 児童支援事業部

##### **【児童発達支援センター】定員10名（放課後等デイサービスとの多機能30名）**

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

※対象…療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児（具体的には次のような例）

- ① 市町村が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

##### **【放課後等デイサービス】定員20名（児童発達支援センターとの多機能30名）**

授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

#### **【保育所等訪問支援】**

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障害児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

#### 相談支援部門

##### **【指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業】**

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成し、市町村に提出する。

##### **【指定一般相談支援事業】**

- 地域移行支援

入所施設に入所している障害者、又は精神科病院に入院している精神障害者等について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行

のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行った場合は、地域移行支援サービス費が支給される。

- ・地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行う。

#### 〔送迎サービスについて〕

##### ① 車両台数

- ・マイクロバス2台
  - ・ハイエース2台
  - ・児童用ハイエース1台
  - ・キャラバン（車椅子乗車可能）1台
  - ・ミニバン（ノア、ヴォクシー、ステップワゴン、セレナ）4台
  - ・バモス2台
  - ・スペーシア1台
- 計12台

##### ② 車両の用途

- ・送迎

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| 通常送迎サービス   | → | 平賀エリア、尾上エリア、弘前エリア、黒石・藤崎<br>エリアに朝と夕の往復の送迎を行う       |
| 地域活動支援センター | → | 平賀エリア、尾上エリアに朝、昼、夕の往復送迎を<br>行う                     |
| 児童通所サービス   | → | 平川市内の保育園または学校、弘前市東地区、黒石<br>市の学校へ迎えに行き、帰りは自宅まで送迎する |

- ・配達・施設外就労

- |       |   |                       |
|-------|---|-----------------------|
| 弁当配達  | → | 主に平川市内の役所、企業等に弁当配達を行う |
| 施設外就労 | → | 施設外就労の際、企業等に利用者を送迎する  |

- ・相談支援・家庭訪問等

- |   |  |
|---|--|
| → | サービス利用者の相談、またはご家族の相談や家庭<br>での過ごし方の聞き取りのために、スタッフのみが<br>使用する |
|---|--|

#### 〔防災・災害時の体制〕

【防火管理者】事務長 内山勝彦

- ① 消防計画に沿って全サービス合同の総合訓練を実施
- ② 児童通所サービスの避難訓練を毎月実施
- ③ 緊急時の連絡体制の整備と運営
- ④ 大規模災害時には福祉避難所として設置する

#### 〔利用者またはご家族からの苦情を解決するための体制〕

- 【苦情解決責任者】 今井 隆太（法人統括施設長）
- 【苦情受付担当者】 前田 竜ノ介（就労支援事業部長）  
後藤 梓紗（地域生活支援事業部長）  
福原 由歌理（児童支援事業部長）

- 【第三者委員】 小川 幸裕（弘前学院大学 社会福祉学科 教授）

- ① 苦情を解決するための処理体制ならびに手順

##### (1) 苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者およびご家族等の苦情を隨時受け付ける。苦情があった場合は次の事項を申し出人に確認する。(内容、希望、第三者委員の話し合いへの報告要否、第三者委員の話し合いへの立ち会い要否など。)

##### 【受付方法】

- ・苦情受付担当者に直接申し出
- ・職員が、苦情申出人の内容を苦情受付担当者へ代弁
- ・第三者委員へ直接申し出

##### (2) 苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者へ報告する。申し出人の要望等により、第三者委員へも報告する。

##### (3) 苦情解決の話し合い

苦情受付担当者は、対応内容に基づき必要に応じて関係者の連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。その際、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができるものとする。

##### (4) 苦情解決の記録

苦情受付担当者は、受付から解決、改善までの経過と結果について記録する。

##### (5) その他

- ・権利擁護に関する外部研修に参加し、意識と資質の向上を目指す。
- ・第三者委員の訪問と話し合い(毎年2月、その他必要時)

#### 〔職員研修計画〕

- ① 内部研修

- ・全職員を対象とした内部研修（月1回開催）

② 外部研修

- ・発達障害、精神障害に関する知識、技術向上のための研修
- ・組織マネジメントに関する研修（キャリアパス研修）
- ・権利擁護、虐待防止に関する研修
- ・新任職員基礎研修
- ・事務職研修
- ・芸術活動に関する研修
- ・相談支援、地域移行に関する研修
- ・ペアレントプログラム実務研修
- ・強度行動障害に関する研修
- ・就労支援に関する研修 等

〔他機関・団体等への協力、職員派遣〕

- ① さくらジョブネット（つがる障害者就労支援連絡会）
- ② 青森県知的障害者福祉協会
- ③ 青森県社会福祉法人経営協議会
- ④ 平川市自立支援協議会
- ⑤ 青森県・平川市社会福祉協議会
- ⑥ あおもりインクルージョンネットワーク
- ⑦ 自スペネット
- ⑧ 青森県サービス管理責任者養成研修
- ⑨ 平川共生ねっと（平川市実現可能な地域共生づくりのための連絡会） 等

〔その他〕

- ・他機関との連携、連絡、調整等のための会議への出席
- ・利用者を取り巻く地域や社会を整えるための会議や研修への参加
- ・講師・事例発表等のスタッフ派遣
- ・ボランティア、インターンなどの受け入れ
- ・社会福祉士養成実習の受け入れ 等